

第 1 4 回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和5年7月25日(火)

開催場所 しみん農園久喜 緑風館

開会時刻 午前10時00分

閉会時刻 午前10時43分

第14回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨拶

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 経過報告

第 5 会長提出議案上程

議案第66号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第67号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第68号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について

議案第69号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

議案第70号 久喜市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について

第 6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 7 報告第66号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第67号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第68号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第69号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第70号 農業用施設用地に供する届出について

第 8 協議事項

第 9 農政問題に対する質疑・応答

第10 閉 会

農業委員

出席委員 18名

会 長	長 谷 川	勲 君	会長代理	杉 田	孝 行 君
2 番	岸 田	一 男 君	3 番	池 田	庄 司 君
4 番	岡 田	武 君	5 番	川 鍋	優 君
6 番	柴 崎	行 雄 君	7 番	高 橋	眞 一 君
9 番	渡 邊	敏 男 君	10 番	小 沼	健 司 君
11 番	高 橋	七 海 君	12 番	坂 卷	昭 一 郎 君
13 番	宮 城	与 四 郎 君	14 番	野 口	和 幸 君
15 番	籠 宮	信 寿 君	16 番	坂 卷	泰 子 君
17 番	早 野	公 夫 君	18 番	奈 良	晴 夫 君

欠席委員 1名

8 番 大 澤 一 樹 君

事務局

事務局長	田 中 智 也	副主幹	村 田 直 洋
主 任	黒 須 一 宏	兼 係 長	松 崎 宣 幸
主 事	横 山 玲 央	主 任	

午前10時00分

◎開会の宣告

○事務局長（田中智也君） それでは、第14回農業委員会総会を始めさせていただきます。

皆様、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、8番、大澤委員さんより欠席のご連絡をいただいております。

初めに、長谷川会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長（長谷川 勲君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第3に入ります。

議事録署名委員の指名を行います。私のほうから指名をさせていただきます。12番、坂巻昭一郎委員、13番、宮城委員、よろしく願います。

◎経過報告

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、日程第4、経過報告に入ります。

事務局、願います。

○事務局長（田中智也君） それでは、前回の農業委員会総会より本総会開催前までの経過についてご報告いたします。

総会議案の資料、3ページを御覧ください。初めに、7月12日埼玉県農業会議主催による、関東農政局との農業委員会に関する意見交換会が、埼玉県信連分館及びウェブにおいて開催され、私が出席しました。関東農政局農地政策推進課からは御覧の内容で説明があり、意見交換会では交付金の活用や地域計画に関する意見が交わされました。

次に、7月13日、同じく埼玉県農業会議主催による、市町村農業委員会職員研修会が、埼玉県県民健康センターにおいて開催され、横山主事が出席しました。研修の内容は、御覧のとおりでございます。

経過報告につきましては以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま事務局長より経過報告の説明がございました。

今月の経過報告について、何か質問がございましたらお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

続いて、農業委員さんの方から皆様に周知しておくべき事項等がありましたら、ご報告願います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎議案第66号

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程第5、議案第66号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。

村田係長、願います。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第66号 農地法第4条の規定による許可申請について。議案の5ページ、申請書番号231403、申請者は江面在住の方となっております。土地の表示につきましては、江面地内の畑1筆、67平米でございます。申請の内容につきましては、住宅敷地拡張のための宅地への転用申請でございます。申請人は現在当該申請地の隣地にて生活をしておりますが、住宅に入る道が狭く、緊急車両が安全に通行することが難しい状態です。そのため、住宅に安全に出入りすることができるようにするため、自身が所有する当該申請地を新たに住宅

敷地としてすることを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号231404、申請者は上早見在住の方となっております。土地の表示につきましては、上早見地内の畑1筆、408平米でございます。申請の内容につきましては、農家住宅敷地拡張のための追認案件でございます。敷地の一部が以前より宅地として利用していたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から母屋と納屋などの住宅敷地として使用していましたが、昭和45年の航空写真などにより、線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○1番（杉田孝行君） 1番の杉田です。7月21日に野口委員さんと現地調査を行いましたので、ご報告申し上げます。

お手元の総会資料の申請書番号231403番です。申請地は、森のせせらぎなごみより北西に約30メートルの集落内に位置しております。周囲は、北側は畑、東側は住宅、南側は住宅、西側は市道となっております。被害防除については、隣接農地との境にマウントアップを施すことから、周囲に被害を及ぼすことはないと思われま。

続きまして、申請書番号231404番でございます。申請地は、新久喜総合病院より北西に約300メートルの集落に位置しております。周囲は、北側が畑、東側は市道、南側は畑、西側も畑となっております。この申請は追認案件であり、周囲に被害を及ぼすことはないと思われま。

以上2案件については、申請書及び現地の状況から許可相当と判断いたします。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま杉田委員からの調査報告について質問をお受けします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第66号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案どおり可決決定します。

◎議案第67号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第67号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第67号 農地法第5条の規定による許可申請について。議案書の7ページ、申請書番号231520、譲受人はさいたま市在住の方、譲渡人は江面在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、江面地内の畑1筆、494平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子供と共に市外の賃貸住宅にて生活しております。

が、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってきたことから、譲受人の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号231521、譲受人は川口市在住の方、譲渡人は下早見在住の方となっております。土地の表示につきましては、下早見地内の畑2筆、合計498平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子供と共に市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまうことから、譲受人の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、議案書8ページ、申請書番号231522、譲受人は下早見在住の方ほか1名、譲渡人は下早見在住の方となっております。土地の表示につきましては、下早見地内の畑1筆、201平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、申請地から300メートル以内に久喜市役所本庁舎があるため第3種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子供と共に市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまうことから、譲受人の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号232509、譲受人は清久町に本店を置き、産業廃棄物処理・リサイクル事業等を行っている法人となります。譲渡人については、菖蒲町台在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町台地内の田3筆、合計2,242平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります駐車場及び資材置場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在さいたま市岩槻区の営業所で事業を行っておりますが、運用上コストがかかるため久喜市に一本化したく、については運搬用、職員用駐車場や資材置場が不足することから、現在の久喜市営業所付近で土地を探していたところ、申請地の所有者から了承が得られたことから、駐車場及び資材置場を設置することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号232510、譲受人は菖蒲町新堀に本店を置き、倉庫、梱包業等を行っている法人となります。譲渡人については、菖蒲町新堀在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町新堀地内の畑2筆、合計590平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります倉庫敷地拡張とした宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、米の保管場所として低温倉庫が地域で不足しているため、関西圏まで運んでいることはコスト及び環境面からもマイナスであることから冷蔵倉庫の建築をしたいと計画し、また大型車両のすれ違いが困難な状況も改善したいと考え、近隣で適地を探していたところ、所有者から了承が得られたことから敷地を拡張することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、9ページ、申請書番号233505、譲受人は高柳に本店を置き、油圧機器、電気制御機器等の設置請負、製造販売等を行っている法人となります。譲渡人については、東京都文京区在住の方となっております。土地の表示につきましては、高柳地内の畑1筆、102平米でございます。申請の内容につきましては、賃貸借権設定によります駐車場を目的とした雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、来客用駐車スペースを資材等の搬入とするための転回スペースが不足しており、トラックの転回のために駐車車両を移動するため不便を来しており、また以前に駐車車両とトラックが接触事故も発生していることから、新たな敷地を探していたところ、当該申請地の所有者から了承が得られたことから、当該申請地へ駐車場を設けることを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号233508、譲受人は大阪府大阪市中央区に本店を置き、太陽光発電事業等を行っている法人、譲渡人は西大輪在住の方となっております。土地の表示につきましては、佐間地内の畑1筆、887平米でございます。申請の内容は、所有権移転によります太陽光発電設備のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲渡人である法人は、太陽光発電の設置を手がけており、新たな事業用地を探していたところ、譲渡人より申出があり、了承が得られたことから、当該申請地に新たな太陽光発電を設置することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号233509、譲受人は佐間在住の方、譲渡人は佐間在住の方となっております。土地の表示につきましては、間鎌地内の田2筆、合計81.85平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります農家分家住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで第1種農地と判断しております。したがって、原則許可とならない区域でございますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして不許可の例外に該当するものでございます。譲受人は、現在妻との両親と共に市内の妻の実家にて生活をしておりますが、将来子供をもうけることを考えると現在の住まいでは手狭になってしまうことから、譲受人の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、10ページ、申請書番号233510、譲受人は大阪府大阪市中央区に本店を置き、太陽光発電事業を行っている法人で、譲渡人は、佐間在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、佐間地内の田2筆、合計1,306平米でございます。申請の内容は、所有権移転によります太陽光発電設備のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人である法人が太陽光発電設置を手がけており、新たな事業用地を探していたところ、譲渡人より申出があり、了承が得られたことから、当該申請地に新たな太陽光発電を設置することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号233511、譲受人は茨城県古河市在住の方ほか1名、譲渡人は本町4丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、小右衛門地内の田1筆、493平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります農家分家住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで第1種農地と判断しております。したがって、原則許可とならない区域でございますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして不許可の例外に該当するものでございます。譲受人は、現在妻と共に市外の賃貸住宅にて生活をしておりますが、申請地の周囲に1万2,000平米ほどの耕作地があり、今後農地を守り、近くで耕作していけるようにするため、また譲受人の妻の実家に近く、将来面倒が見ていけるようにするために当該申請地へ農家分家住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号234508、譲受人は栃木県小山市在住の方、譲渡人は川口市在住の方ほか2名となっております。土地の表示につきましては、鷲宮6丁目地内の畑2筆、合計390平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、申請地から500メートル以内に鷲宮総合支所があるため第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市外の実弟の家にて生活をしておりますが、勤務地の久喜市まで通勤することに苦勞しており、また孫が都内の大学に通うこととなったことから、譲受人の通勤、またその孫が同居して通学するために便利な当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、11ページ、申請書番号234538、譲受人は久喜中央2丁目に本店を置き、不動産売買等を行っている法人、譲渡人は東大輪在住の方ほか2名となっております。土地の表示につきましては、東大輪地内の畑6筆、合計3,386平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。駅や商業施設からも近いなど、交通の利便性のよい住環境に恵まれた当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、申請地を含めた開発区域9棟の建売住宅を販売する予定となっております。

以上12件のいずれの申請者も立地基準及び資金、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない申請内容となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（杉田孝行君） 1番、杉田です。7月22日に野口委員さんと現地調査を行いましたので、ご報告します。

まず、申請書番号231520、資料1と同様の位置の集落に位置しております。周囲は、北側が畑、東側は住宅、南側は住宅、西側は市道となっております。被害防除につきましては、周囲にブロック3段積みのフェンスを設置し、排水については合併処理浄化槽を配置することになっているため、周囲に被害を及ぼすことはないと思われま

す。続きまして、申請書番号231521です。申請地は、久喜自動車学校から南に約1キロの集落に位置しております。周囲は、北側が市道、東側は畑、南側は畑、西側は市道となっております。被害防除については、周囲にブロック3段積みを設置し、排水につきましては合併処理浄化槽を配置することになっているため、周囲に被害を及ぼすことはないと思われま

す。続きまして、申請書番号231522です。申請地は、久喜総合文化会館から西に500メートルの集落内に位置しております。周囲は、北側が畑、東側は更地、南側は住宅、西側は市道となっております。被害防除につきましては、周囲にブロック積み、フェンスを設置し、排水については公共下水道に接続することになっているため、周囲に被害を及ぼすことはないと思われま

す。以上3案件につきましては、申請書及び現地の状況から許可相当と判断いたします。

○7番（高橋眞一君） 7番、高橋です。7月20日に岡田委員さんと現地調査を行いましたので、報告をいたします。

申請書番号232509、資料の6番です。申請地は、NHK送信所鉄塔から東へ約600メートル、また、現在整備中の清掃センター及び本多静六の森公園の南側に市道を挟んで位置しております。南側に水路を挟んで宅地、北側は畑となっております。駐車場及び資材置場となる予定ですが、コンクリートブロックを設けることから、周囲に影響を及ぼすものではないと思われま

す。続きまして、申請書番号232510、資料の7番です。申請地は、久喜市役所菖蒲支所から約5キロメートル半の場所に位置し、県道北根・菖蒲線から北へ50メートルほど入った場所に2枚が近接する形で位置しております。1枚目は、事務所のすぐ前のところに位置しており、2枚目は事務所東側に位置しております。2枚とも現状は畑地となっており、草の管理もされておりました。周囲は、東側、南側、そして北側も宅地、西側は倉庫の駐車場となっております。周囲に農地もないため、特に問題はないように思われま

す。以上2件とも許可相当と判断をいたしました。

以上です。

○15番（籠宮信寿君） 15番、籠宮でございます。栗橋地区におけます申請内容につきまして、7月22日に現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

まず最初に、申請書番号233505、資料8を御覧いただきたくございます。賃貸借権設定による駐車場を目的とした申請内容でございまして、申請地でございますが、さいたま栗橋線を栗橋方面に向かう左手、西側のほうに400メートルほど入った集落に位置するものでございます。周囲は、東側は農地で休耕となっております。西側に住宅、南側は工場、北側は幅員5.7メートルの市道に面してございます。現状は、申請地及び隣接農地も休耕の状態にて雑草が繁茂している状況でございました。特に隣接農地に影響はないものと思われまます。

続きまして、申請書番号233508でございまして。総会資料9を御覧いただきたいと思ひます。佐間地内の土地に所有権移転を伴う太陽光発電設備を目的とした申請でございまして、申請地は国道125号線、佐間東交差点から東に約100メートルぐらゐの集落にございまして。周囲は、南北に市道、東西に畑、住宅で囲まれた休耕農地でございまして。隣接する用地等への影響がないよう、計画書ではマウントアップ対応、また周囲をフェンスで囲むなど日照への影響や付近の農地への影響はないものと判断をいたしたところでございまして。

続きまして、次に、申請書番号233509、総会資料10を御覧いただきたいと思ひます。間鎌地内の土地に農家分家住宅を建築する案件でございまして、申請地は市立栗橋西中学校から約300メートルほどの集落に位置をしております。東側、南側ともに休耕地でございまして。西側は水路、北側は市道に面している状況でございまして。住宅建築に際しまして、雨水浸透ます、合併浄化槽を水路接続、また隣地境界線につきましてはコンクリートブロックなどを設置する計画であることから、特に隣接農地に対する影響はないものであると思われまます。

次に、申請書番号233510、総会資料11を御覧いただきたいと思ひます。申請地は佐間地内、国道125号線を佐間交差点の南側に位置する集落でございまして、周囲は東側に住宅、西側に市道、南側に田、北側が宅地となっております。この案件につきましても、所有権移転を伴う太陽光発電設備設置の申請内容であり、現況は休耕地でございまして。対応をいたしましては、マウントアップ、フェンスなど隣接農地に対する被害防除策も講じた計画となっております。影響はないものと思われまます。

最後でございまして。233511、総会資料12を御覧いただきたいと思ひます。申請地は小右衛門地内、南栗橋の駅から東に600メートルほど国道4号線に向かう上り坂でございまして、小右衛門陸橋付近に位置をしております。市道を面した角地となります。周辺農地は、休耕状態で雑草が繁茂してはいたしましたが、当該申請地分だけは除草された状態でございまして。北側と西側に隣接する農地への被害防除をいたしましては、L型のコンクリート擁壁、また合併浄化槽を施すなどU字溝への排水放流承認もされておりますことから、付近の農地作物等への被害を及ぼすことはないと思われまます。

以上5件の申請案件につきましては、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断をいたしたところでございまして。

以上です。

○12番（坂巻昭一郎君） 12番、坂巻でございまして。7月21日に代表して現地の確認をさせていただきました。

申請書番号234508、資料は13でございまして。申請地は、御覧のとおり、久喜市の鷲宮温水プールから東へ100メートルほどの集落内に位置しております。周囲の状況につきましては、北側が宅地の予定ということで造成中でありました。東側が宅地、南側が畑、キュウリ等の夏野菜が栽培されてはいたしました。西側が市道となっている状況です。被害防除につきましては、雨水浸透ます等、あるいはコンクリートブロック、これらの工事が計画を立ててはいたしております。排水につきましても、公共下水道に接続することが許可されてはいたしておりますので、特に周囲に被害を及ぼすことはないと思われまます。

続きまして、申請書番号234538、こちらは建て売り9棟の建設予定の農地でございまして。申請地は、鷲宮総合支所から南東へ約1キロメートルほどの集落内に位置しております。状況は、きれいに耕うんをされてはいたしました。北側

が県道、東側が宅地及び会社事務所、資材置場、また南側が宅地及び市道、西側が宅地及び市道でございます。被害の防除につきましては、建売住宅ということで、周囲をコンクリートブロック、あるいは雨水浸透ます、これらの施設が計画されております。排水につきましても、合併浄化槽を設置しU字側溝に接続するという計画になっておるため、特に周囲に被害を及ぼすことはないと思われま。

以上の案件につきましては、申請書類及び現地の状況から許可相当と判断をするところでございます。

以上でございます。

○会長(長谷川 勲君) ありがとうございます。ただいま4人の委員からの調査報告について質問をお受けします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長(長谷川 勲君) なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長(長谷川 勲君) それでは、なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第67号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手(全員)〕

○会長(長谷川 勲君) 全員をもって原案どおり可決決定します。

◎議案第68号

○会長(長谷川 勲君) 続きまして、議案第68号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長(村田直洋君) それでは、議案第68号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について、議案書13ページになります。こちらにつきましては、農地法第5条の規定による許可後の計画変更についてでございます。今月計画変更、1件提出されております。

申請書番号214538、土地の表示につきましては、八甫地内の田1筆、1,819平米でございます。こちらの対象地につきましては、令和4年3月2日に申請地から近い、農地法第5条の許可を受けた貸倉庫の建築工事中の仮設工事事務所や発生残土の置場のための一時転用とした農地法第5条の許可を久喜市農業委員会から受けております。許可当時は、一時転用期間を令和5年7月31日までの予定でしたが、その後状況が変わり、期間を5か月延長し、令和5年12月31日までとして、今回計画変更の申請が提出されたものでございます。内容を確認したところ、当初の目的達成が困難となったことについて、事業計画者の故意や重大な過失によるものではなく、また周辺農地に及ぼす影響もないと認められることから、農地法第51条1項の規定による許可の取消し等を講ずる必要はないと判断しているものでございます。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更の説明は以上でございます。

○会長(長谷川 勲君) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して質問をお受けします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長(長谷川 勲君) なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第68号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案どおり可決決定します。

◎議案第69号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第69号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第69号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、議案書の15ページ、16ページになります。今月は17件の申出を受けておりまして、うち新規案件16件でございます。

それでは、新規案件についてご説明させていただきます。申請書番号、菖蒲の33番から48番までは借手が同じため一括してご説明させていただきます。利用権を設定する農地は菖蒲町小林地内の田26筆、畑4筆、合計1万3,981平米でございます。借手は行田市にあります公益社団法人埼玉県農林公社、貸手は菖蒲町小林ほか在住の方となっております。農地中間管理事業の案件となっております。設定する利用権が賃貸借権の設定、水稻作付10年間ほか、賃借料が反当たり5,000円ほかを予定しているものでございます。

以上が今月の新規案件の説明となりまして、今月の利用権設定面積が新規、再設定合わせて37筆、1万8,473平米でございます。

久喜市農用地利用集積計画の決定についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

今回新規案件のものが全て農地中間管理事業に伴う埼玉県農林公社への貸付けとなりますので、報告は省略します。

それでは、質問をお受けします。

2番、岸田委員さん。

○2番（岸田一男君） 大したことはないのですけれども、小作料、1反当たり5,000円と3,000円ってありますね。

これは、同じ農林公社で何で金額が違うのか。これをちょっと教えてもらいたいのですけれども。

○会長（長谷川 勲君） 事務局。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 恐らく決める金額については個々の事案というか、農林公社の基準というのがあって決めているものなのかなと思うのですけれども、これに関して言えば小作料5,000円のもの水田、普通畑で利用するものについては3,000円という形になっているのかなと思います。

以上でございます。

○2番（岸田一男君） ありがとうございます。水田と畑の違いですか。分かりました、はい、ありがとうございます。

○会長（長谷川 勲君） そのほかに質問ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、議案第69号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第70号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第70号 久喜市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案書の17ページ御覧いただければと思います。議案第70号 久喜市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱についてご説明させていただきます。

推進委員につきましては、農業委員会等に関する法律及び久喜市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則におきまして、農業委員会が委嘱するとなっておりますことから、今回議案として上程させていただいたものでございます。今回、栗橋1地区に欠員が生じたために募集をしましたところ、議案に記載させていただきました1名から応募がありましたので、ご検討いただければと思います。

経歴のほうをご説明させていただきたいと思います。JAに勤めながら、水稲100アール、畑10アール耕作をしています。これらの経験を生かして務めていきたいとのことでございます。また、推薦者からは、候補者は農家の長男としてJAに勤務しながら米作を中心に農業へ従事してきている。また、地域の諸活動へも積極的に参加して、地元からの信頼も厚い。よって、農地利用最適化推進委員として適任であると判断し、推薦するとのことでございます。地元の農業者等3名からの推薦でございます。

説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、先ほど事務局から報告のあった方を久喜市農業委員会農地利用最適化推進委員に委嘱したいと思いますが、賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって可決決定します。

◎報告事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第7、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案書の12ページ、農地法第4条の届出でございます。今月は、1件の市街化区域内の農地法第4条の届出を受理しております。

続きまして、21ページ、22ページ。農地法第5条の届出でございます。今月は、5件の市街化区域内の農地法第5条の届出を受理しております。

続きまして、24ページ、農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月は、1件の届出を受理しており、相続を原因とする届出となっております。

続きまして、26ページ、農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月は2件の合意解約に係る通知が提出されております。

続きまして、28ページ、農業用施設用地に供する届出についてでございます。今月は、1件の届出を受理しており、農業用倉庫建築に伴う届出となっております。

報告についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま報告の説明がありました。

何か質問がございましたらお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎協議事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程第8、協議事項に入ります。

今回は、あらかじめ協議事項ということで予定していた事項はございませんが、農業委員の皆様から、これに関して何かございましたら、お受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第9、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定していた事項はございませんが、農業委員の皆様からこれに関して何かございましたらお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎閉会の宣告 午前10時43分

○会長（長谷川 勲君） 以上をもちまして、本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和5年7月25日

久喜市農業委員会会長 長 谷 川 勲

署 名 委 員 坂 卷 昭 一 郎

署 名 委 員 宮 城 与 四 郎